

[No. 3] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 延べ面積15,000m²、高さ50mの共同住宅の新築において、保有水平耐力計算によりその安全性を確認したものは、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受けなければならない。

2. 準防火地域内の一戸建て住宅の増築において、当該増築部分の床面積が10m²以内である場合は、確認済証の交付を受ける必要はない。

3. 特定行政庁が特定工程の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受ける前に施工してはならない。

4. 確認済証の交付を受けた工事中の建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。）をして、当該建築物を建築する場合で、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。